

平成 26 年度予算編成方針

国の平成 26 年度予算編成においては、基本方針策定のもと各省庁からの概算要求が行われ、併せて、地方財政収支の仮試算が示されているところではありますが、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げ判断を踏まえた上で、再度、予算編成過程の中で検討を加え、調整することとされております。

今般の消費税率の引上げは、本市の平成 26 年度当初予算における歳入、歳出両面への影響が大きく、本来であれば、国の動向を踏まえて、本市の平成 26 年度予算編成方針を策定するところではありますが、平成 26 年春に市長選挙及び市議会議員選挙を控えているため、例年よりも早く当初予算編成を行う必要があります。

よって、下記のとおり予算編成方針をお示ししますが、国の動向等によって本市の予算編成方針を変更する必要がある場合は、改めて通知する予定であることを申し添えます。

記

日本経済は、国の緊急経済対策を含む政策効果が徐々に実体経済に波及し、景気は緩やかに回復しつつあり、熊本県内においても、住宅投資が堅調に維持し、公共投資の大幅な増加や雇用環境における有効求人倍率の上昇などの効果が見られるものの、本市などの地方部においては、それらの効果を実感するには至らず、引き続き、厳しい経済情勢が続いております。

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するものと見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足は約 13 兆円に達しており、地方財政の借入金残高は、減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、平成 25 年度末には 201 兆円まで増大すると見込まれております。

また、国の平成 26 年度予算編成は、例年並みの作業が行われてきたものの、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げが決定したことにより、編成方針等の再検討などが行われることから、本市の予算編成においては、地方財政収支（仮試算）の見直しや国庫補助事業の取扱い等に注視し、併せて、国の平成 25 年度補正予算の動向も視野に入れながらの作業を進めていく必要があります。

このような状況の下で、地方公共団体が国民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全性の確保に留意しながら、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要がある中で、人口約9万人、面積680k㎡を有し、広大な市域に居住地が点在するなど、他都市に比べ行政コストが割高とならざるを得ない本市においては、より合理的で効率的な行政運営が必要となります。

本市では、平成28年度から普通交付税の合併算定替の効果が低減し、大幅な歳入面での減少が予想されるなど、今後の財政運営は厳しさを増すものと見込まれることから、平成23年3月に策定した第2次行財政改革大綱及び定員適正化計画、並びに平成23年3月に見直した財政健全化計画に基づき、「普通交付税の合併算定替期間終了後を見据えた柔軟かつ強固な財政運営の確立」を目指すことが最重要課題であります。

この課題を全ての職員が認識した上で、本市の平成26年度予算は、平成25年度当初予算額等を上限とする要求基準を設け財源の確保を図りつつ、財政調整基金や合併特例債の活用による市役所庁舎や汚泥再生処理センター、統合小学校などの大型建設事業を着実に推進するとともに、平成25年度に引き続き、「天草宝島推進枠」を設けることにより、『日本の宝島“天草”の創造』に向けた施策を推進することとします。

つきましては、別添の「予算編成要領」を遵守のうえ、歳入面では、市税等の徴収率の向上及び課税の適正化による税收の確保、市有財産の利活用や売却、利用者負担の原則に立った使用料や手数料の公平な徴収、新たな収入源の開拓により財源確保に努め、歳出面では、定員適正化計画に沿って人件費の抑制や更なる行政の効率化・簡素化を進め、市民の視点に立って、行政サービスの効率化に向け不断の努力を行いながら、最小の経費で最大の効果が上がるような予算となるよう十分に心掛けて予算要求書を提出してください。

なお、平成26年度予算の要求に当たっては、年間予算とするものの、当初予算に計上する予算は来年の市長選挙を踏まえた骨格予算とし、新規事業及び政策的な判断が必要な事業を中心とする予算は補正予算において肉付け予算として計上する予定であります。

予 算 編 成 要 領

1 総括的事項

(1) 『日本の宝島“天草”の創造』を基本理念とし、以下の6つの基本方針を積極的に推進し、さらに、行財政改革重点戦略への取り組みや市民との協働を進めるための体制づくり、実効性を高めるための経営システムの構築を行うための予算編成とする。

- ①豊かな産業づくり
- ②魅力ある観光地づくり
- ③快適な生活環境づくり
- ④地域を担う人づくり
- ⑤機能的な社会基盤づくり
- ⑥環境と共生のまちづくり

(2) 当初予算においては、年間の事業計画等を検討のうえ、適正な見積もりを行うものとする。

なお、年度途中における補正は、当初予算編成時に明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとするので、当初予算において要求漏れが生ずることのないよう留意することとし、各部局等が財源を捻出することを原則とする。

また、施設や設備の修繕等にあたっては、年度途中における補正が生ずることがないように、各施設等の状況を的確に把握し、年次毎の適正な修繕計画を作成するなどの取り組みを実施すること。

(3) 財政健全化を進めながら、『日本の宝島“天草”の創造』を推進していくためには、メリハリの効いた徹底的な歳出の見直しを行い、予算配分の重点化・効率化に努めること。

(4) 「天草宝島推進事業」については、別途、政策企画課と協議が整った事業のみを内示額の範囲内で要求すること。なお、「いきいき地域創造事業」、「地域振興調整事業」及び「緊急対応事業」については、従来どおりの要求とすること。

(5) 予算編成全般について、市民への説明責任を徹底するために、課題・問題点の整理、予算事業の実施による成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、予算要求額の積算内訳、予算の目的・必要性・効果等を明らかにすること。

- (6) 予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分精査しつつ、その結果を予算要求に適切に反映すること。
- (7) 新たに必要な歳出を要求する場合は、原則として既存事業をスクラップするか既存事業費を削減のうえ、要求すること。
- (8) 予算全体について、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を図り、経費を削減すること。
- (9) 情報システムの新たな構築・改修等の経費については、運用経費や業務処理時間・職員の削減等を総合的に検討し、システム構築等の必要性・緊急性を精査すること。また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底すること。
- (10) 公の施設等については、「公の施設運用指針」に沿って、施設の効率的な管理運営、利活用を推進するとともに、管理が複数の部署にわたっている類似の施設については、関係部署で協議のうえ、委託料等の単価・積算基準の統一を図ること。
- (11) 主管部長を中心に事務事業の調整を行い、事業効果・必要性・緊急性を十分勘案し、施策の優先順位を的確に把握すること。また、要求に当たっては、原則として当該年度中に事業完了することを前提とし、事業完了が見込めないものについては、要求を見送ること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

- ① 国の税制改正及び過去の実績等に充分留意し、年間見込み額を計上すること。
- ② 課税の適正化に努めるとともに、口座振替の促進や徴収体制を充実し収納率向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の範囲、他市の状況等を十分勘案して負担割合の適正化を図ること。

(3) 使用料・手数料

過去の実績及び将来予測により利用（使用）者数を把握し、的確に見積もること。

なお、受益者負担の原則に則り、慣例となっている減免等の措置についても、見直しを実施すること。

また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。

(4) 国・県支出金

- ①国・県の予算編成、地方分権の推進等の動向を的確に把握するとともに、類似の補助制度についても調査・研究すること。
- ②要綱、要領等を収集し、対象事業、対象経費、補助（負担）の額や率等に誤りがないよう十分な注意をはらうこと。
- ③事務・権限移譲に伴い委託金等が見込まれる場合は、漏れなく計上すること。

(5) 財産収入

- ①市有財産の現状を的確に把握し、市全体で利活用を図るとともに財産貸付料の適正化を図ること。
- ②貸付財産、遊休土地等については積極的に売却を検討し、収入の確保に努めること。

(6) 諸収入

- ①諸収入のうち「使用料・手数料」の性格を有するもの（参加料・利用料・材料代・徴収金・各種検診手数料）については、受益者負担の原則により、見直すこと。また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。
- ②広報紙やホームページ、公共施設等への企業広告の導入等、新たな収入源の開拓を行うこと。

(7) 市債

- ①事業自体の必要性を十分検討し、償還金の地方交付税への算入等、有利な起債を選択すること。
- ②建設事業に係る起債の借入れについては、公債費の元金償還金（臨時財政対策債を除く）を超えない範囲とすること。

(8) 収入未済額の整理促進

一般会計の市税、市営住宅家賃、保育所・幼稚園の使用料や、特別会計の国保税、保険料、使用料、負担金及び運用基金における貸付金等の収入未済額については、市民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性、効率性のある積極的な整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

3 歳出に関する事項（性質別）

(1) 人件費

【要求基準】

過去の実績や、業務内容等を考慮し、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

①報酬

- ・報酬とは地方自治法第203条に掲げる者に支給するものであり、支給額については、「天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいた報酬額で要求すること。
- ・非常勤特別職のうち、職種によっては社会保険料が必要となるので、計上漏れがないように留意すること。
- ・非常勤一般職に係る報酬については、総務課と協議したうえで要求すること。

②職員給

- ・定員管理の適正化を一層推進し、職員手当を含め人件費の縮減に努めること。
- ・時間外勤務手当の縮減を図るため、適正な人員配置、事務配分及び計画的かつ効率的な執行形態を構築すること。

(2) 扶助費

【要求基準】

過去の実績、制度や基準額等の変更等を考慮し、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

- ・法令等に基づくものについては、過去の実績等を勘案するとともに関係機関との連携を密にし、対象人員、単価等を的確に把握し、多額の不用額が生じないよう年間所要額を適正に見積もること。
- ・制度改正等によって、扶助費の一般財源化や補助率の見直しが図られているため、国県の動向を十分把握して積算すること。
- ・市単独の扶助費については、所得制限を検討するなど早急に見直しを図るとともに、見直しの対象者となる住民への周知についても配慮すること。

(3) 物件費

【要求基準】

経常事業、政策事業を問わず、各部局単位で平成 25 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。

一般財源を伴わない事業については、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

①賃金

- ・単価については、「天草市臨時職員の任用等に関する取扱要綱」に定められた金額とする。
- ・職員削減の対応措置として、臨時職員の雇用が考えられるが、事務事業の見直しを行うことにより、安易な雇用は厳に慎むこと。また、積算にあたっては、雇用人員及び期間等の縮小に努め、経費の削減を図ること。
- ・日額雇用、時間雇用等の形態に留意の上積算すること。2ヶ月を超える雇用については、社会保険等の適用が生じるので、賃金のみならず保険料が必要となることに留意すること。
- ・臨時職員賃金については、総務課と協議した上で要求すること。

②旅費

- ・人員、日数とも必要最小限に止めるとともに、県内の出張は、人数、宿泊に係らず原則として公用車を活用すること。
- ・定期的な大会や総会等への出席及び定期的・慣例的な視察研修については、差し控えること。
- ・議員等、非常勤の特別職が旅行する場合は、費用弁償として計上すること。
- ・自家用車、公共交通機関を利用した場合は、市内旅行であっても旅費が必要となる場合があるので留意すること。
- ・非常勤職員等に対し通勤に要する経費を支払う場合は、費用弁償で計上すること。

③需用費

- ・印刷物等については、配布先の把握を的確に行い印刷物が残らないように努めること。また、高速カラープリンタ・製本機等の活用により、職員で作成可能なものは、極力庁内印刷を活用すること。
- ・庁内会議における通知文、会議資料については、印刷物による配布を控え、庁内イントラネットを有効に活用すること。
- ・複写機等使用に伴うカウンター料金は、すべて消耗品費に計上すること。

- ・食糧費については、社会通念の範囲を超えることのないよう留意のうえ、会議時間が昼食時にかからないよう工夫するなど、なお一層の節減に努めること。
- ・燃料費、光熱水費を要求する場合は、「光熱水費等調書」を提出すること。
- ・薬品等については、医療に使用される消耗品や薬品等は医薬材料費で計上し、それ以外の学校等の環境衛生のための各種薬剤等は、消耗品費に計上すること。

④委託料

- ・施設維持管理委託等については、仕様書の見直しを行うとともに、競争入札を原則として予算計上すること。
- ・民間等へ委託可能な事業については、行政運営の効率化、市民サービス等に十分配慮し、人件費を含めたトータルコストの削減につながる場合は、積極的に委託化を推進すること。
- ・本来、職員でできる業務を、安易に委託している例があるので、委託すべきかどうか十分検討すること。
- ・職員の代替として委託による派遣等の予算については、総務課と協議した上で要求すること。

⑤使用料・賃借料

- ・リース期間が過ぎた物品については、直ちに買い換えを行うのではなく、できる限り長期にわたって使用すること。
- ・複写機等の使用に関する支出科目については、別紙「支出科目に応じた予算科目計上について」を参考にして、適切な支出科目で予算要求すること。

⑥備品購入費

- ・OA機器の購入については、今後の整備計画も含め情報政策課と十分協議の上、統一化を見据えた購入とすること。
- ・公用車の購入については、別紙「天草市公用車購入（リース）指針」に基づき検討し、管財課と協議したうえで要求すること。

(4) 維持補修費

【要求基準】

各部局単位で平成25年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求することとし、一般財源を伴わない事業については、縮減のうえ所要見込額で要求すること。

(5) 補助費等

【要求基準】

- ・保険料、公課費については、所要見込額で要求すること。
- ・償還金利子及び割引料は、各所属単位で平成 25 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ・報償費及び補助金は、各部局単位で平成 25 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ※「社会福祉協議会補助金」（健康福祉政策課）、「土地改良区管理運営費補助金」（農林整備課）及び「天草宝島観光協会補助金」（観光振興課）に係る人件費補助金については、徹底した縮減を条件に所要額を要求できることとする。
- ・負担金については、各負担金単位で平成 25 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。

①負担金及び補助金

- ・天草市行政改革審議会からの「補助金・負担金の見直しに関する提言（平成 20 年 9 月付け）（ライブラリ掲載）」（以下「提言」という。）を再度熟読のこと。また、「提言」における「補助金・負担金見直し基準」及び「補助金・負担金交付基準（案）」（以下「交付基準（案）」という。）により、引き続き、行政の責任分野、経費負担のあり方、並びに必要性・効果を明確にし、公正・公平で透明性を確保する観点から見直すこととし、特に以下の点については重点的に検討すること。

ア) 客観的に見て公益上必要性があるか。

イ) 社会情勢等の変化により、補助目的が適切でなく、事業効果が薄れていないか。

ウ) 団体負担金については、当該団体に加盟しなければ市政に支障を来す場合以外は、脱会・脱退する。

エ) 「提言」を踏まえて、引き続き、単独事業補助は、原則として対象経費の 2 分の 1 以内に見直すこととする。

オ) 団体等の決算剰余金が補助金を上回る場合等は、休止又は減額する。

カ) 終期が設定されていない場合は、3 年以内の終期を設定し、新規事業についても 3 年以内の終期の中で事業化を図る。

キ) 補助金については、「交付基準（案）」に基づいて補助要綱を作成し、補助の目的、補助対象となる経費や補助率を明確にしたうえで要求する。

- ・資料として「事務事業調書」（利子補給補助、繰出的補助除く）及び「補助金決算書」（団体運営費補助のみ）を予算要求書と併せて提出すること。
- ・会議出席負担金のうち、懇親会に係る分については個人負担とする。ただし、市長等の代理出席の場合は別途協議する。

②報償費

- ・制度開始から長期間経過したもの、過剰と思われる事業については、必要性を含めて廃止等を検討すること。
- ・社会通念上から判断して、その功労が特に市として謝意を表するものである場合においては、報償費より記念品を支出することが適当であるが、それ以外の参加賞等は、消耗品費により支出すること。また、研修会、講演会等の講師謝金については、別途基準により要求すること。

(6) 投資的経費

【要求基準】

- ・各部局単位で平成25年度当初予算額の事業費ベースと同額以内の額で要求すること。
 - ※一部の部局においては、平成24年度3月補正予算に前倒しした事業費を含めるものとする。
- ・次に掲げる事業については、縮減のうえ所要額を要求できるものとする。
 - 天草広域連合負担金のうち消防庁舎建設事業費負担金【防災危機管理課】
 - 防災行政無線整備事業【防災危機管理課】
 - 天草市庁舎建設事業【庁舎建設推進室】
 - 汚泥再生処理センター整備事業【環境施設課】
 - 熊本天草幹線道路連絡街路整備事業【都市計画課】
 - （仮称）本渡東小学校建設事業【教育総務課】
 - （仮称）有明小学校建設事業【教育総務課】
- ・公共投資に関する国県の動向等を十分把握し、本市の将来を視野に入れ、重点的かつ効率的な投資が行われるよう優先順位の厳しい選択を行うこと。
- ・費用対効果分析等による事業評価を活用し、計画中の事業であっても、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行うこと。
- ・あらゆる事業において、民間手法、民間資金等活用事業（PFI）の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携によりコスト縮減に努めること。

- ・新規に公の施設等を建設する場合は、「管理運営計画」を提出すること。
- ・施設の営繕等については、補正予算等で緊急に実施することのないように計画的な維持管理に努めること。なお、修繕・改修等の要求をする場合は、「施設等維持管理台帳」を提出すること。
- ・公共事業の整備について、以下の対象事業等については、一定の事業費内で優先順位の高いものから整備をしていくため、整備箇所等の優先順位づけを行ったうえで要求すること。

(対象事業等)

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| ・市有財産施設整備事業 | ・農道整備事業 | ・漁港整備事業 |
| ・海岸整備事業 | ・漁業関連施設整備事業 | ・市道改良単独事業 |
| ・市道維持補修事業 | ・橋梁維持補修事業 | ・排水路等整備事業 |
| ・河川整備事業 | ・公共下水道事業 | ・特定環境保全公共下水道事業 |
| ・農業集落排水事業 | ・漁業集落排水事業 | ・社会教育施設整備事業 |
| ・小学校施設営繕事業 | ・中学校施設営繕事業 | ・水道未普及地域解消事業 |
| ・水道老朽管更新事業 | ・水道老朽施設更新事業 | |

(7) その他

【要求基準】

- ・「操出金」及び「投資、出資及び貸付金」については、平成25年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- ・積立金については、原則として、基金の運用利息分のみを要求すること。

4 天草宝島推進枠

- (1) 厳しい財政状況の中にあっても、「日本の宝島“天草”の創造」に向けた取組みを進めていくため、別途示される「天草宝島推進事業」については、「天草宝島推進枠」を活用し、政策企画課内示額の範囲内で所要額を要求できるものとする。
- (2) 平成26年度に限り、法律、条例等により義務的に事業を実施しなければならない事業や特殊要因（事情）があるものについては、同推進枠の活用による要求を認めるものとする。
- (3) 同推進枠の活用にあたっては、原則として、新規事業、継続事業を問わず事業費として要求を認めるものとする。
- (4) 上記(1)、(2)に該当する事業で、「天草宝島推進枠」の活用を予定する所属は、次の方法により総合政策部長の承認を得るものとする。なお、承認が得られない場合は、一般の事業として取り扱うものとし、通常のシーリングの範囲内での調整を必要とする。

<推進枠活用協議方法>

- ① 協議書作成期間
平成25年10月7日（月）～10月21日（月）
- ② 協議書提出日
平成25年10月21日（月） <厳守：追加協議は認めない>
- ③ ヒアリング等
必要に応じて、ヒアリングを実施予定
- ④ 協議結果の通知
平成25年10月22日（火）
- ⑤ 協議書等
別添1の様式を使用すること

5 要求基準額の取扱い

- (1) 平成26年度当初予算編成に係る要求時のシーリング（要求上限）の取扱いは、前述のとおりとする。
- (2) 性質別のシーリングに達することができない場合は、「物件費」、「維持管理費」及び「補助費等のうち、報償費及び人件費補助を除く補助金」の間での調整は可能とする。
- (3) 平成25年度当初予算額において、平成25年度の天草宝島推進枠によって予算化された事業（詳細は、各所属に別途通知）は、平成26年度当初予算要求に係るシーリングの分母から除するものとする。ただし、事業を継続する場合などは、改めて、平成26年度「天草宝島推進枠」の協議を行う必要がある。

6 特別会計に関する事項

- (1) 特別会計の予算編成については、一般会計に準ずるとともに、独立採算を旨としてさらなる経費の節減、合理化を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう、適切かつ健全な運営に努めること。
- (2) 繰出金の要求については、平成25年度当初予算額を上限とし、積算にあたっては、基準内、基準外を明確にしておくこと。

7 歳入歳出予算見積書作成に関する留意点

- (1) 各課で予算要求の概要をまとめた「予算要求調書」を提出すること。
- (2) 歳入見積書の「歳入説明」欄には、歳入の説明・内容、根拠法令、補助率・負担率を入力すること。
- (3) 歳出見積書の「事業内容」欄には、当該年度の事業の内容・説明、財源内訳、負担割合等を、「事業の目的・効果」欄には、事業の目的、効果、全体の事業計画、根拠法令等を入力すること。また、補助事業の場合は、「補助基本額」を、事業が複数年度にわたる場合は、「開始年度・終了年度」「全体事業費」を入力すること。

- (4) 歳入歳出ともに「積算」欄には、総額をまとめて入力するのではなく、詳細な積算根拠を入力すること。
- (5) 「財源充当」「財源内訳」欄には、その事業に充当する特定財源と金額を入力すること。
- (6) 入力期間を過ぎてからの要求は、一切受け付けないので、期限を厳守すること。
- (7) 平成26年度当初予算は、市長選挙を踏まえた骨格予算とし、新規事業等は、肉付け予算となるので、「肉付け予算」での要求事業については、「歳出予算要求書」（1部提出）の様式右下に「**肉**」と朱書き（手書き）のうえ、提出すること。

8 予算編成事務日程及び予算要求書等の提出部数

(1) 入力期間

平成25年10月7日（月）～10月28日（月）

(2) 要求書等提出日

平成25年10月28日（月）

(3) 提出部数

歳入歳出予算要求書・・・1部 各調書、添付資料・・・1部

※歳入歳出予算要求書、各調書、添付資料は財政課各担当が必要部数をコピーします。

※全て、片面印刷（A4版）とし、ホッチキス止めをしないこと。

※課ごとに取りまとめ、係ごとに「見積事業一覧表」を添付するとともに、歳入予算要求書も併せて提出すること。

(4) ヒアリング

財政課担当ヒアリング：要求書提出後、順次実施予定（各担当から連絡）

財政課長ヒアリング：11月中旬からの予定（別途通知）

総合政策部長ヒアリング：12月中旬からの予定（別途通知）

(5) ヒアリングのポイント

- ① 予算要求事業を取り巻く課題、問題、原因、根拠
- ② 事業の実施方法（検討過程を含む）、事業の効果、事業の終期の設定等
- ③ 要求に係る見積額等の算出根拠（見積もり内容）
- ④ 将来の本市の財政事情における事業の継続、休止、廃止等の検討